別表十一(一)の記載要領第一号中「若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。）附則第13条第１項（貸倒引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「旧効力法」という。）第52条第１項若しくは第５項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）」を「が法第81条の３第１項」に改め、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）若しくは平成23年12月改正法附則第19条第１項（連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の３第１項（旧効力法第52条第１項又は第５項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、同第二号中「「(18)」まで及び「(20)」から「(25)」を「「(17)」まで及び「(19)」から「(24)」に改め、同第三号を削る。